気 水 第　163 号
資 循 第　351 号
平成 27 年 12 月 1 日

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会長　殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
（ 公 印 省 略 ）

石綿を含有する成形板等の取扱いについて（通知）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成 27 年 11 月 17 日付け環廃産発第 1511181 号及び環水大大発第 1511171 号により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長及び環境省水・大気環境局大気環境課長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、石綿含有成形板等の除去又は廃棄物処理を行う際は、飛散防止の徹底及び適正な処理の確保を図るよう、貴団体の構成員の皆様に周知をお願いします。

問い合わせ先
大気水質課　大気環境グループ　前田
電　話　(045) 210-4111（直通）

資源循環推進課　指導グループ　殿柿
電　話　(045) 210-4159（直通）

環廃産発第1511181号
環水大大発第1511171号
平成27年11月17日

各 { 都道府県 / 政令市 } 廃棄物行政主管部(局)長 殿
大気環境主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

環境省水・大気環境局大気環境課長

石綿を含有する成形板等の取扱いについて

日頃から、環境行政に多大な御協力・御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境省では、全国において、毎年大気環境中の石綿濃度調査を実施しておりますが、今年度の調査において、特定建築材料以外の石綿を含有する成形板（以下「石綿含有成形板」という。）を取り扱う解体現場内において石綿の飛散事例が確認されました。なお、解体現場の敷地境界からは石綿が検出されなかったため、周辺環境への影響は無かったと考えられます。

本事案では、十分な湿潤化を行わずに石綿含有成形板の切断・破砕を行ったために、作業現場近傍で石綿が飛散したと考えられます。

石綿含有成形板等は、通常の使用状態においては、石綿粉じんが飛散することは少ないものの、切断や破砕作業により石綿粉じんが飛散することが懸念されます。そのため、できる限り切断や破砕をしないよう努めるとともに、やむを得ず切断や破砕を行う場合においても、湿潤化等の石綿飛散防止のための措置が必要です。

また、石綿含有成形板等を廃棄物として処理する際には、「石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）」（平成23年3月31日付け環廃対発第110331001号、環廃産発第110331004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長連名通知）の別添「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」に沿った適正な処理が必要です。

貴職におかれましては、関係部局及び都道府県労働局・労働基準監督署と連携し、管下自治体並びに建築物解体業及び産業廃棄物処理業等の関係団体に対し、石綿含有成形板等の除去又は廃棄物処理を行う際は、下記マニュアルを参考に飛散防止の徹底及び適正な処理の確保を図るよう、周知していただきますようお願い申し上げます。

また、別添のとおり、厚生労働省から都道府県労働局の労働基準部宛てに関連の通知がされているので申し添えます。

記

○ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部　平成23年3月)
〈URL〉 http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html

神奈川県
気水
第 2015.11.19 号
収受印

○　建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
（環境省水・大気環境局大気環境課　平成26年6月）
〈URL〉http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html

○「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル［2.02版］（厚生労働省、平成27年3月）
〈URL〉http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000093998.pdf

担当

【廃棄物処理に関すること】
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課　池田
TEL　03-5501-3156
【解体作業に関すること】
環境省水・大気環境局大気環境課　大野、江田、福島
TEL　03-5521-8293

基安化発 1117 第 2 号
平成 27 年 11 月 17 日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について

石綿含有成形板等の除去作業における労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 26 年３月 31 日技術上の指針公示第 21 号）に基づく措置の実施徹底を図っているところである。

今般、厚生労働省が環境省と合同で実施した東日本大震災被災地における建築物の解体現場での石綿気中濃度調査において、石綿含有成形板の除去を行う作業場から比較的高濃度の石綿が検出されたところである。本事案は、建築物から取り外した石綿含有成形板（内装材、ケイ酸カルシウム板第 1 種）を手作業で約 30 センチメートル角に破砕する作業を行っていたものであるが、湿潤化が十分でなく、破砕時に板の破断面から石綿等の粉じんが発散したこと及び床面に堆積していた粉じんが再飛散したことが考えられる。

ついては、同種事例の再発を防止するため、下記の事項に留意の上、石綿則等に基づく措置の適切な実施について指導されたい。

なお、別添１のとおり関係団体あて要請を行ったので了知されたい。

また、別添２のとおり、環境省から都道府県等の廃棄物担当部局及び大気環境担当部局あて関連の通知がされているので申し添える。

記

１　石綿含有成形板の除去に当たっては、原則として手ばらしで、破砕又は切断等を伴わない方法で行うこととし、建物から取り外した廃材を原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

２　石綿含有成形板が大きい等によりやむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを発散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させない

ための措置を講じること。なお、板表面への事前の散水だけでは、破砕等に伴う破断面からの発じん対策として十分でないので、破断面への散水等の措置を講じながら作業を行うこと。

3　破砕等に伴い発生した石綿等の粉じんが床面に堆積し、再飛散するおそれがあるので、状況に応じて飛散防止の措置を講じながら作業を行うこと。

別添１

基安化発 1117 第 1 号
平成 27 年 11 月 17 日

別記の関係団体の長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止につきましては、厚生労働省では、事業者に対して石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 26 年３月 31 日技術上の指針公示第 21 号）に基づく措置の実施徹底を図っているところです。

今般、厚生労働省が環境省と合同で実施した東日本大震災被災地における建築物の解体現場での石綿気中濃度調査において、石綿含有成形板の除去を行う作業場から比較的高濃度の石綿が検出されました。本事案は、建築物から取り外した石綿含有成形板（内装材、ケイ酸カルシウム板第１種）を手作業で約 30 センチメートル角に破砕する作業を行っていたものですが、湿潤化が十分でなく、破砕時に板の破断面から石綿等の粉じんが発散したこと及び床面に堆積していた粉じんが再飛散したことが考えられます。

つきましては、同種事例の再発を防止するため、下記の事項に留意の上、石綿則等に基づく措置を適切に実施するよう、貴会会員に対する周知をお願い致します。

記

１　石綿含有成形板の除去に当たっては、原則として手ばらしで、破砕又は切断等を伴わない方法で行うこととし、建物から取り外した廃材を原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

２　石綿含有成形板が大きい等によりやむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを発散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。なお、板表面への事前の散水だけでは、破砕等に伴う破断

面からの発じん対策として十分でないので、破断面への散水等の措置を講じながら作業を行うこと。

3　破砕等に伴い発生した石綿等の粉じんが床面に堆積し、再飛散するおそれがあるので、状況に応じて飛散防止の措置を講じながら作業を行うこと。

別記

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
独立行政法人　労働者健康福祉機構
公益社団法人　日本作業環境測定協会
公益社団法人　日本保安用品協会
公益社団法人　産業安全技術協会
公益社団法人　全国労働衛生団体連合会
一般社団法人　日本労働安全衛生コンサルタント会
公益社団法人　全国労働基準関係団体連合会
一般社団法人　日本アスベスト調査診断協会
一般社団法人　日本建設業連合会
一般社団法人　全国建設業協会
公益社団法人　全国解体工事業団体連合会
一般社団法人　建設産業専門団体連合会
建設廃棄物協同組合
一般社団法人　ＪＡＴＩ協会
一般社団法人　日本繊維状物質研究協会
全国アスベスト適正処理協議会